

自動継続変動金利定期預金規定

I 共通規定

1. (自動継続)

(1) この預金は通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金(M型)(ただし、自由金利型定期預金の最低預入金額以上のこの預金については自由金利型定期預金)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日(継続したときはその継続日。以下同じ。)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金(M型)(ただし、自由金利型定期預金の最低預入金額以上のこの預金については自由金利型定期預金)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (規定の準用)

この規定に定めがない事項については、定期預金共通規定により取り扱います。

4. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

II 単利型規定

1. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日。以下同じ。)から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」という。)および通帳または証書記載の中間利払利率(上記I2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」という。)を利息の一部として、各中間利払日に、指定口座へ入金します。

② 中間利払日数および通帳または証書記載の利率(上記I2.により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については、上記I1.(2)の利率。以下これらを「約定利率」という。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差し引いた残額をあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。

自動継続変動金利定期預金規定

- ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受け取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳または証書とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
- (3) この預金を定期預金共通規定第 6 条第 1 項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第 6 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、次のとおり支払います。
- ① 預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じ。）の 6 か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- ② 預入日の 6 か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。）によって計算した金額の合計額を、この預金とともに支払います。
- ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
- ア. 預入日の 1 年後の応当日または預入日の 2 年後の応当日を満期日とした場合
- | | |
|------------------|----------|
| (ア) 6 か月以上 1 年未満 | 約定利率×50% |
| (イ) 1 年以上 3 年未満 | 約定利率×70% |
- イ. 預入日の 3 年後の応当日を満期日とした場合
- | | |
|----------------------|----------|
| (ア) 6 か月以上 1 年未満 | 約定利率×40% |
| (イ) 1 年以上 1 年 6 か月未満 | 約定利率×50% |
| (ウ) 1 年 6 か月以上 2 年未満 | 約定利率×60% |
| (エ) 2 年以上 2 年 6 か月未満 | 約定利率×70% |
| (オ) 2 年 6 か月以上 3 年未満 | 約定利率×90% |
- (4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割りで計算します。

Ⅲ 複利型規定

1. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（上記 I 2. により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については、上記 I 1. (2) の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって 6 か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続する方法により支払います。
- ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受け取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳または証書とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および満期日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
- (3) この預金を定期預金共通規定第 6 条第 1 項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第 6 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数および次の預入

自動継続変動金利定期預金規定

期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

以 上